

# 男女共同参画基本計画の策定に向けた

# 提言書

## を市長に提出

- 4、政策・方針決定の場における女性の参画
- 5、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備
- 6、人権が尊重され、だれもが安心して暮らせる社会づくり

### 1 性別による固定的役割分担意識の解消

本市でも未だ家庭・地域などあちこちで、「女のくせに・男のくせに」など性別による決めつけや、男女の役割を固定化するような慣習及び社会制度がみられます。これが男女共同参画社会の実現を遅らせている一つの要因ではないでしょうか。

このような、性別で決めてしまうことの適・不適については、子どもから大人にいたるまで理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取り組みをしていかななくてはなりません。また、学校教育のなかでは、以前に比べ男女平等意識は確立されてきていますが、人間の意識や価値観は、幼少期から学校・家庭・地域の中で培われていくことを考えるとき、教育の効果は忘れてはなりません。このように、男女平等意識づくりに、家庭・地域での古いしきたりや慣

伊佐市男女共同参画推進協議会（委員17名）は、市の男女共同参画基本計画の策定に対する提言を行うために、暮らしの実態を把握することに努めてきました。この結果を踏まえて基本計画書の中に盛り込んでいただきたい6つの重点項目を提言書として取りまとめ、10月26日、中川伸子会長から市長へ提出されました。以下、全文を掲載します。

### 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

習なども見直し、さらに男性のための施策も考えながら、幅広く女性の声を市政に反映できる環境づくりも工夫して欲しいものです。女性の積極的な社会参画を期待し、これを実現するためには男性の意識改革はもとより、男女の役割分担や協力関係の見直しなど、理解が得られるような施策を進めて欲しいものです。

本市でも、永年にわたる男尊女卑の風習が依然として残っており、家庭においては、家事・育児・介護など女性が担うことが多く、職場・地域社会においては、役職など男性への負担の偏りが見られます。男女が共に家庭生活と職業生活の両立ができるようにするためには、長時間の労働や過剰のストレスから解放されるような働き方や環境の見直し、お

### 3 一人ひとりが、多様な生き方のできる環境づくり

互い尊重し合いながら仕事や家庭生活、地域活動（ボランティア）などへ参画できるようにすることが大切です。このように家庭生活における家事・育児のみならず、あらゆる分野において男女が責任の共有化を図ることによって、性別による役割分担の解消と同時に、男女雇用機会均等へも結びつくものと思われれます。

性別による固定的な役割分担意識の強い本市では、自分らしく一人ひとりが尊重され、それぞれが求める多様な生き方の選択を支える社会環境の整備が、まだまだ十分とは言えません。男女がともに仕事も家庭生活も満足感をもって自分らしく生きていくため





# 6月の 重点項目

- 1、性別による固定的役割分担意識の解消
- 2、あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 3、一人ひとりが、多様な生き方のできる環境づくり

## 4 政策・方針決定の場における女性の参画

には、雇用環境を見直し、安心して子育てや介護のできる環境及び支援体制など、だれもが個性と能力を発揮できる多様な環境の整備が必要です。

いろいろな政策・方針・計画を立案し、それを決定していく場では、男女がともに関わることで、そこにまた新しい視点が加わることにより、様々な立場の人に配慮した政策・方針などが生まれ、実施も可能となります。

本市では、女性の登用比率の目標を30パーセントと定め、これに近づくような取り組みがなされてきましたが、現状は市議2名、教育委員1名、農業委員2名など女性の参画はまだ十分とは言えません。

このような状況を踏まえ、あらゆる分野で女性の参画を促進するために女性の自覚を積極的に促すとともに、女性が参画する能力を身につけられるようナードナー養成講座の実施や女性のための研修の場を設けるなど、人材育成や女性のエンパワメントのための支援に努めるとともに、各種登用に関する条例・規則・慣行・しきたりなどの見直しが必要です。

## 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

本市が行った「伊佐市男女共同参画についての市民意識調査」によると、女性への暴力が依然として高い割合を占めています。また、平成21年度に伊佐市と民間で受けた相談件数は47件となっており、この数字はほんの一部にしか過ぎません。

暴力は、性別や問柄を問わず決して許されるものではありません。固定的な性別役割分担意識や男女の優劣・上下関係等による社会の構造的な問題として暴力をとらえ、その根絶に向けた取り組みが必要です。

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント等の正しい理解と未然防止に向けた広報・啓発の推進、相談体制の充実、関係機関との連携など、DV等被害者を救済・支援するための環境整備を急がなければなりません。

## 6 人権が尊重され、だれもが安心して暮らせる社会づくり

地域づくりで大切なことは、子ども

から高齢者まで男女が安心して豊かに暮らせる政策を推進することです。

近年、学校・家庭をはじめ、いたるところでいじめ問題が多発しています。特に未来を築く子どもたちに対する暴力は、人権に関する課題としても大切なことであり、男女共同参画意識の啓発などとともに考えていかなければなりません。人権侵害を受けやすい子どもたちや高齢者、心身に障がいをもつ人たちは、将来にわたって社会的な保護をしていかなければなりません。男女が生涯を通じて、性別による差別などを受けるとなく、お互いの性を尊重し合えるようなまちづくりに取り組むことが必要です。



## 曾木大橋周辺（曾木・針持側）での 通行経路の変更について



「曾木の滝分水路工事」に伴い、下図のとおり一部区間の通行が今後できなくなりますので、曾木・針持地区～宮人地区へ曾木大橋を通行される際には、「今後の通行経路」のように通行願います。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ先 川内川河川事務所菱刈出張所  
市建設課川内川対策係

☎202459  
☎231311 ☎2231

## 年末年始の交通事故防止運動

年末年始は、夕暮れ時・夜間の交通事故の多発、飲酒に起因する事故の発生が懸念されます。そこで、この運動を通じて、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践して、悲惨な交通事故を防止しましょう。

**実施期間** 平成22年12月10日（金）～平成23年1月10日（月）

**スローガン** 年末年始 マナーアップで 事故防止

**最重点事項** 高齢者の交通事故防止

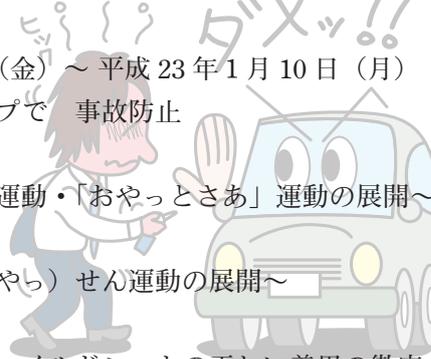
～「つけてますか？」運動・「おやっとなさあ」運動の展開～

**重点事項**

○飲酒運転の根絶～飲酒運転8（やっ）せん運動の展開～

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
～全席ベルト着用!!「します・させます」運動の展開～



**住宅用火災警報器の設置はお済みですか？**  
平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。  
※悪質な訪問販売（不適正な価格販売等）にご注意ください。